

令和2年4月30日

保護者様

京都市教育委員会
京都市立光徳小学校
校長 岩岡 洋史

臨時休業に伴う児童の特例預かりについて

日ごろから、本市並びに本校での教育について、御理解と御支援をいただき感謝申し上げます。

別途御連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策拡大防止対策として、令和2年5月17日（日）まで、京都市立学校臨時休業を延長することとなりました。

今回の臨時休業延長は、児童への感染リスクを下げるために行う措置であり、児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。

しかしながら、保護者の就労状況や学童保育所等の受入状況により、児童の居場所や安心・安全の確保に喫緊の課題を要する御家庭もあるかと存じます。こうした御家庭に限り、この度、学校で児童が過ごせるよう特例の預かりを実施いたします。

御希望される保護者におかれましては、下記留意点を熟読のうえ、「特例預かり」の実施初日である5月7日（木）当日までに、別紙申請書を学校に提出してください。

記

1 実施期間

令和2年5月7日（木）～5月15日（金）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前：8時30分～12時 午後：12時～15時30分

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- (1) 在籍小学校の児童であること
- (2) 保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- (3) 祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- (4) 新一年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

4 実施場所、

児童が在籍している小学校

（裏面があります）

5 預かり中の活動内容

臨時休業期間中の家庭学習として提示している学習課題(教科書等を活用した学習,プリント等)や読書等の自学自習を中心とします。なお,一年生は自学自習が難しいことから,読書,お絵描きなどの活動も行います。
また,グランド等で,適切な運動の機会も確保できるように取り組みます。

6 注意事項

- (1) 給食は実施いたしません。午前・午後を通した預かりとなる場合は,弁当とお茶を持参してください。
- (2) 預かりに当たっては,別途配布している「健康観察票」を,毎日,記入のうえ,児童に持参させてください。
- (3) 発熱,風邪等の体調不良がある場合は,児童の受け入れができません。また,預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は,保護者のお迎えを依頼しますので,学校からの連絡が確実につくようにお願いします。
- (4) 通常の登下校とは,時間帯やメンバーが異なりますので,できる限り保護者等が,送り迎えに御協力ください。なお,一年生で,「特例預かり」を利用する児童の家庭については,必ず,保護者等が登下校に随行していくください。また,原則として,「特例預かり」を利用する児童の家庭については,できるだけ,保護者等が登下校に随行していくください。
- (5) 遅刻や早退など,利用時間に変更が生じる場合は,学校に必ず御連絡ください。
また,8時30分から9時までの間に登校してください。

7 申し込み

希望される場合は,別紙「特例預かり申請書」を,「特例預かり」の実施初日である5月7日(木)午前中までに,児童を通じて学校へ提出してください。

なお,申請書の記載内容(申込日・時間帯等)については,御家庭でも確認できるよう,適宜,メモなどして,控えを残しておいてください。